



4 富士山の日 静岡県からのお知らせ

<静岡県富士山の日条例>

1. 経緯と趣旨

国民の財産であり、日本のシンボルである富士山は、その類まれなる美しい自然景観により、人の心を打ち、古くから信仰の対象となるとともに、芸術の源泉になってきました。

静岡県では、この富士山について、すべての県民が学び、考え、思いを寄せ、富士山憲章の理念に基づき、後世に引き継ぐことを決意する日として、2月23日を「富士山の日」と定めました。

富士山憲章は、平成10年11月に静岡県と山梨県とが共同して制定したもので、富士山と人との共生を最も重要な課題とし、富士山を愛する多くの人々の思いを結集して富士山の自然、景観、歴史・文化を後世に引き継いでいくことを、全国に向けて宣言したものです。

静岡県では、山梨県と連携して、富士山の世界文化遺産登録を実現し、富士山憲章の一層の推進を図っていくこととしています。

2. 「富士山の日」を契機とする取組

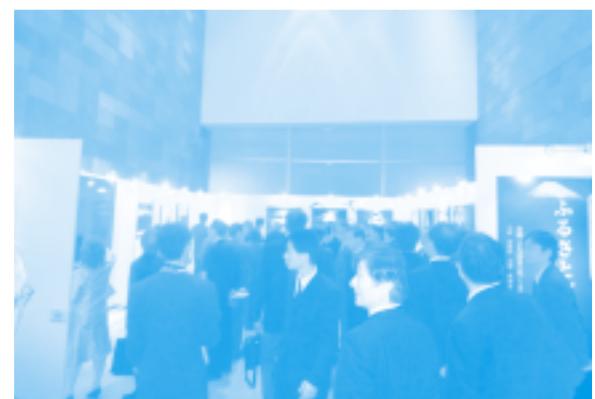
去る2月23日の第1回「富士山の日」では、市町、民間と連携し、富士山世界文化遺産フォーラムやふるさと富士写真展など、県内外で広報活動や各種の記念事業を展開しました。

静岡県では今後も、「富士山の日」の趣旨を踏まえ、富士山を後世に引き継ぐための県民運動の促進に努めるものとし、県民が日常の中で、それぞれの立場で、富士山憲章の理念に基づき県民運動を展開していくよう盛り上げていくこととしています。

さらに「富士山の日」を契機として、地域を学び、世界に誇る富士山を抱く静岡県だからこそ可能な、日本の地域づくりのモデル～富国有徳の理想郷“ふじのくに”～を創っていくことを目指しています。



富士山の日制定記念
富士山世界文化遺産フォーラム(グランシップ)



富士山の日制定記念
ふるさと富士写真展(グランシップ)